

令和7年9月吉日

豊島区内各地区町会長 様

池袋公証役場

日ごろ当役場の公証業務にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、本来であれば区政連絡会において当役場の業務説明等を実施し、
資料を回覧版等で配布願っているところですが、百日咳等も流行しており、
豊島区役所区民活動推進課のご協力も得て、本年も掲示資料のみの配布
(別紙チラシ)となりました。これを各町会の掲示板に **9/20(土)～**
10/12(日)の間、掲示(**裏面を表側として**)していただくようお願いいたし
ます。

また、**10月4日、11日、18日、25日の各土曜日に池袋公証役場にお**
いて公正証書等作成の休日相談会(要予約：無料)を開催いたしますので、
併せて周知願えればと思っております。残暑厳しい折、大変お手数をお掛
けして申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

※チラシは本月 **17日以降に発送**いたします。

〒170-6008

豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 ビル 8F

池袋公証役場 電話 03-3971-6411 (担当：徳竹)

未来への約束を、

公正証書が守ります。

遺言・任意後見・信託・各種契約



相談
無料

※詳しくは下記まで
お問い合わせください。

日本公証人連合会・法務省

| 日本公証人連合会 | <https://www.koshonin.gr.jp> ☎03-3502-8050

| 法 務 省 | <https://www.moj.go.jp>

| 公証週間専用電話 | ☎03-3502-8239

公証週間は毎年
10月1日から10月7日です
日本公証人連合会において上記期間中に
無料電話相談を行っています

当事者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合 印鑑証明書と実印、又は自動車運転免許証・在留カード・パスポートなどと印鑑。

法人の場合 法人登記の謄本・抄本などと代表者の印鑑証明書と代表者印。

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、委任状に押した代表者印の印鑑証明書）及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

休日開催 遺言などの公正証書作成相談（無料）

日時： 令和7年 10月 4日（土）・ 11日（土）

10月18日（土）・ 25日（土）

午前 10 時 ～ 午後 4 時

場所： **池袋公証役場**（サンシャイン60ビル8階）

☎ 03 (3971) 6411 （要予約）

E-mail : ike-kosho@bird.ocn.ne.jp

○養育費、慰謝料、建物等の賃料、貸借金などの金銭の支払いを公正証書にしておくことで裁判を起さないで公正証書により相手の財産に強制執行ができます。

○公正証書は公文書ですので強力な**証拠力**があります。

○遺言を公正証書にしておくことで、家庭裁判所の検認手続きが不要など遺産相続手続きがスムーズに進みます。法律の専門家の公証人がチェックするので**安全確実**です。

サンシャイン60ビル 8階

池袋公証役場

まずは電話で
気軽にご相談を
相談は無料

東京都豊島区東池袋3-1-1

☎ 03(3971)6411